

# 産業構造審議会知的財産分科会

## 第9回不正競争防止小委員会議事録

○諸永室長 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会（第9回会合）を開催いたします。本日は新年、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の出欠でございますけれども、河野委員、末吉委員、杉村委員、近藤委員が欠席をされています。そして、近藤委員の代理としましてトヨタ自動車の竹市様、杉村委員の代理としまして弁理士会より梶様にご参加いただいております。そして、相澤委員、宮島委員は遅れてのご参加とご連絡をいただいております。

また、オブザーバーとしまして、個人情報保護委員会事務局、内閣府知的財産戦略推進事務局、警察庁、法務省にご出席をいただいております。

それでは、以降の議事進行を岡村先生、お願いいたします。

○岡村委員長 皆様、おはようございます。本日は中間報告のとりまとめの会ということで、まず糟谷局長から一言ご挨拶をお願いしたく存じます。よろしくをお願いいたします。

○糟谷局長 本日もお忙しいところ、ありがとうございます。委員の先生方には、前身の営業秘密の保護・活用に関する小委員会を含めて、一昨年12月から1年以上にわたって合計15回、ご議論いただきました。また、個別にもお時間をいただいて、いろいろとご相談させていただきました。付加価値や企業の競争力の源泉がデータになる中で、そのデータの利活用を進めるという上で一応最小限のルールを設定するということについて、制度の方向性をお示しいただいたと考えております。ありがとうございます。改めまして、これまで大変なお時間を拝借してご議論させていただきましたことに御礼を申し上げます。

本日の会議では、昨年末までパブリックコメントを行いました。その結果をご報告させていただきます。この不正競争防止小委員会としてのとりまとめをお願いしたいと考えております。この後、経済産業省といたしまして、とりまとめていただきます中間報告に従いまして、不正競争防止法の改正の作業を進めまして、来週、22日月曜日からはじめます通常国会に法案の提出をさせていただきたいと考えております。

また、法制化の作業と並行いたしまして、規定の明確化を図るためのガイドラインの策定も昨年末、12月26日から主査の田村先生のもとで検討を始めていただいております。こ

ちらの検討もぜひ引き続きよろしく願いいたします。ワーキンググループについての検討が進みましたところで、またこの委員会としてもご議論いただきたいと思っておりますので、いずれにしましても、本日、よろしくお願い申し上げます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。それでは、事務局より本日の配付資料につきまして確認をお願いいたします。

○諸永室長　　岡村座長、ありがとうございます。本日もペーパーレスで行っております。

では、資料の確認でございますが、まず資料1といたしまして議事次第、表紙のものでございます。資料2として委員の名簿を示しております。資料3—1としてパブリックコメントに対する結果、3—2としていただいたご意見のご紹介と、それに対する回答、資料4といたしまして中間報告（案）といったところでの修正箇所を示したものをお配りしております。資料5といたしまして、先ほども紹介させていただきましたワーキンググループを立ち上げましたというご報告などを示している資料でございます。

そして、委員の方々の机上にはパブリックコメントでいただいた実際のコメントを個人名などを伏せるような形でお配りさせていただいています。ただ、こちらは最後、終わりましたら、また回収させていただきますので、終わりましたら机上に置いてお帰りいただければと思います。

以上でございます。もし何かないもの等ございましたら、事務局にお申しつけください。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

それでは、データ利活用促進に向けた検討中間報告（案）に関するパブリックコメント結果につきまして議事を移りたいと思います。まずは資料の説明を事務局からお願いいたします。

○諸永室長　　ありがとうございます。それでは、資料3—1、3—2、資料4に基づいて説明させていただきたいと思います。

まず資料3—1でございます。本日もご紹介させていただきますパブリックコメントに関しましては、来週早々に政府全体でパブリックコメントを行うホームページ電子政府の総合窓口（e-Gov）で来週公表させていただきますので、本日は（案）がついた形で資料をご紹介させていただきたいと思います。

次に、資料3—1でございます。前回第8回不正競争防止小委員会でパブリックコメントにかける案で皆様に中間報告をご審議いただきました。その案に基づきまして、今年の11月24日から年末の12月24日まで、約1ヵ月の間、パブリックコメントをさせていただき

ました。

いただきましたご意見の数でございますけれども、23の企業や法人、団体の方々、4人の個人の方からいただきました。合計27件いただきました。本日会場にもいらしている方々や委員の方々からもいただきまして、本当にありがとうございます。その中身などをご紹介させていただきながら、実際に中間報告をどのように直させていただくのかをご紹介させていただきたいと思っております。

資料3-2をごらんいただければと思います。まず真ん中に、実際にいただいたご意見の中で、同じようなご意見をいただいたものをくっつけさせていただきながら、ただ、ここにあるポツの数が件数というよりも幾つかの意見がまじったものにはなっております。そして、それに対する我々経済産業省としての見解や考え方を右側に示させていただきました。

まず1つ目の大きな固まり、データの利活用促進に向けてでございますけれども、1つ目が総論、必要性で、こちらはデータ提供者に侵害等によって生じる不利益はデータの性質によってさまざまであることを念頭に置き、利用者の保護に偏重することのないように検討すべきというご意見をいただきました。

その次のポツが、データの提供者と利用者のバランスを考慮した、悪質性の高い行為に限定して必要最小限の規律を設けることを基本方針とする「データ利活用促進に向けた制度」の導入について賛成するというご意見がございました。

その次に示させていただきました、過度に広範なデータを不正競争防止法の保護対象とすることに対する改正のニーズや立法事実が足りないのではないかという意見もいただきました。

データを過度に保護すると、利用者に萎縮効果を与え、データ流通を阻害する危険性があるというコメントもいただきました。

データの制度の見直しについても、運用実態をみつつ、必要に応じ適切に見直しを図ることを期待するというコメントをいただきました。

そして、諸外国における制度の動向をみつつ、バランスのとれた制度となるよう引き続き検討すべきというご意見もいただきました。

今ご紹介させていただきましたように、今回、事務局、小委員会として示した案に対して賛同するというご意見が多かった一方で、もう少し規律を強めてほしいというご意見が多くございました。また、ニーズであるとか、その辺がまだまだ足りないのではないか、

このような両方のご意見をいただきました。

したがって、回答というか、経済産業省の考え方は、この小委員会の場においても、提供者、利用者、両方の立場からのご意見をいただきましたので、今回、データ取引の実態、データ提供者と利用者の双方の意見を踏まえながら、保護のバランスを考慮しながら総合的な検討が行われた結果でございますので、必要最小限の規律を設けるという原案の形で示させていただきたいと思っています。

ただ、制度全般に関しましては、不断の検証を行い、そしてその結果をみながら所要の見直しを制度ができた後においても、行っていくことを考え方として示させていただきました。

その下でございますけれども、こちらは2ポツといったところで、民法の不法行為では原則として差止めが認められないのではないかとといったところの記載ぶりに関して根拠を示してほしいといったところで、後ほどご紹介しますが、教科書などからの引用を図らせていただきました。

おめくりいただきまして2ページ目でございますけれども、ガイドラインなどの記載を入れさせていただいた部分がございます。データ契約のガイドラインを経済産業省として今、検討を行っておりますけれども、さまざまな施策をあわせてデータ利活用を進めるという趣旨で記載させていただいた部分でございますが、契約の高度化は記載する場所をもっと後ろにしてほしいというコメントをいただきましたので、両方に追記する形で、いただいたご意見を追記するような修正を行わせていただきました。

その次の固まりが字句の修正、よりわかりやすくといったところで、こちらの修正は反映させていただきました。

2. 保護客体でございますが、こちらもさまざまなご意見をいただきました。技術的な管理が施されていないデータであっても、提供者の管理意思が明確に認識できるのであれば保護対象とすべきであり、技術的な管理を要件とするべきではないというご意見もいただきました。

一方で、小委員会の案に賛成といったご意見もいただきました。明確化を図っていくべきということもご意見いただきました。

そして、オープンなデータを適用除外とした部分に関しても、同一性の考え方などについて明確化を図ってほしいというご意見をいただきました。したがって、明確化については今後図っていくとともに、冒頭、技術的な管理が施されていないものに関しましては、

この審議会の場で双方の立場からのご意見をいただいた中での検討でございますので、検討を行った結果、中間報告（案）の内容となりましたという考え方を示させていただきました。

続いて、3ページ目でございます。3ポツの不正競争行為の対象となる行為の話でございます。

1つ目のポツが権原のない者による侵害行為でございます。データ提供者の管理を侵害する形で不正に取得された場合に関しては、差止め請求権を設けるという点に関しては大筋において賛成するというご意見をいただきました。

そして、民事救済の対象とすることを提案されている点に関しても賛同するというご意見をいただきました。

4ポツでございます。著しい信義則違反、権原のある者の正当取得と呼んでいた部分でございますが、そちらに関しましても、法人へのデータ提供から発生する不正利用がほとんど保護されないおそれがあるというコメントなどをいただきながら、当然知り得るべき状態になるものに関しては規制すべきというご意見をいただきました。

また、横領、背任を最後、第8回の項目などで追加させていただきましたけれども、横領、背任のような行為であるとか、第三者に提供するといったところを民事救済の対象とするといったところは賛成するというご意見をいただきました。

契約自由の原則により取引の安全性が図られているといったところに関しましては、現行を崩しかねないといったところで懸念するというご意見もいただきました。

どういうものが横領範囲に当たるのかについて、ガイドライン等で明確化を図っているものを法律の条文上の規定においても明確化を図ってほしいというご意見をいただきました。

したがって、これまでの検討を踏まえたものですといったところと、ガイドライン等で明確化を図ってまいりますといったところを示させていただきました。ガイドラインとともに、法令、ガイドライン、逐条解説などで明確化するよう、検討を継続してまいりますという記載させていただきました。

続いて2)でございますけれども、該当例であるとかニーズと書かせていただいたところをより具体的に事例をわかりやすくというご意見をまとめさせていただきました。実際に侵害などを行っているところが、プラットフォームやコンソーシアムの運営者自身の悪質な行為といったところも事例として読めるようにといったところで記載を足してほしい

といったところで、足させていただきます。

その次のポツが、ポンチ絵などにおいても、我々、売買契約に基づいて正規取得者に対して提供を行っているという矢印のところを示した部分に関しましては、データの渡し方としては利用許諾という権原の与え方が一般的であるというご意見をいただきまして、ポンチ絵の記載ぶりをライセンス契約と修正させていただきました。

5ポツが転得者の部分でございます。まず取得時悪意の部分でございますけれども、取得時悪意の転得者に関しましては、悪性においては不正行為者と同視してよいと考えられるので、こちらは賛成をいただきました。

そして2つ目の括弧の部分が最後、重過失により知らないでといった部分を外すという方向を示させていただきますけれども、こちらについては悪意のみならず重過失でデータを取得する場合も不正競争行為の対象とすべきというご意見をいただきました。ただ、こちらもこの審議会での検討は皆様のご意見をいただきながらやりましたので、もとの形としながらも、ご意見を踏まえ引き続き検討を行ってまいります、とさせていただきます。将来に向けての検討の対象、ニーズなどを引き続きいただきながらといったところで示させていただきます。

悪意の対象について、不正提供があったことに対する、何を知っているかといったところで、不正提供があったことに関しては図利加害も含めて知っていなくてはならないといったところを示させていただいているわけなので、その辺をもっとわかりやすくといったところとともに、図利加害目的までは必要ではないのではないかというご意見をいただきました。ただ一方で、こちらの審議会においても必要最小限の規律といったところがございますので、図利加害目的を知っているといったところで示させていただきます。一方でニーズなど不断の検証を行いながら、将来は検討させていただきますとさせていただきます。

6. 事後的悪意に転じた後でございますけれども、最後、第8回において外させていただきました不正使用の部分に関しても、取得時善意でその後、悪意に転じた後における使用に関しては救済の必要があるのではないかとといったご意見をいただきました。

また、⑧'として、提供の部分に関しても、事後的悪意に転じた後の提供の権原の範囲内での提供に関しては適用除外と示させていただいておりますけれども、適用除外を設けることは適切ではないというご意見をいただきました。

事後的悪意に転じた後のデータ提供の安全性や、その事業の継続性の担保に配慮すると

ともに、元々のデータ提供者が回復しがたい損害をこうむる場合もあるというご意見をいただきまして、重要というところはご理解いただいた上で、悪意に転じた後、データを第三者に提供する行為を不正競争行為とすることについて賛成するというご意見をいただきました。

善意取得者が悪意に転じた後のデータ提供を不正競争行為とするということには賛成できないという反対のご意見もいただきました。

権原の範囲内での適用除外といったところがございますけれども、こちらはガイドライン等でどういうものが権原の範囲内なのか明確化すべきというご意見をいただきました。

悪意に転じる基準などもガイドラインで明確化してほしいというご意見をいただきました。それらを踏まえて引き続きガイドライン等で検討いたしますという方向性を示させていただきます。

めぐりまして6ページ目、7. 正当目的での行為についてでございます。これは侵害している部分であるとか、正当に取得した人のその後の使用提供といったところがございますが、そちらに関して正当な目的に基づくと認められる場合は不正競争法の対象とすべきではないことを法文に規定すべきであるというご意見をいただきました。こちらは委細に対応させていただきたいと思っております、ガイドライン等で基準などを明確化していきたいと思っております。

8. 不正使用により生じた物の取扱いに関してでございますけれども、データの不正使用がなければその物は作成されないといったはずであり、データの不正使用により生じた物の譲渡に関しても民事措置の対象とすべきというご意見をいただきました。

一方で、生じた物の譲渡に関しては中間報告（案）に賛成するという両方のご意見をいただきました。

したがって、現状の検討などを行ってきた中間報告はさまざまな懸念なども含めて考慮されてきましたといったところとともに、引き続きニーズなどを拾いながら将来的な検討を進めてまいりますと記させていただきました。

9. 救済措置でございますけれども、差止め請求ができる点に関しましては、今回の法改正は環境整備の第一歩として評価するというご意見をいただきました。

刑事罰の導入に関しましては、今回は見送ることとして、その運用実態も含めて引き続き検討することに賛成するというご意見をいただきました。

ページをめくっていただきまして上の部分でございますけれども、刑事罰の必要につい

ては明確な立法事実が示されていない状況下においては検討自身も見送るべきであるというご意見もいただきました。

7ページ目は技術的制限手段の部分でございますけれども、こちらは制度全般に関しましては、ソフト業界におけるビジネスモデルや技術進展に対応して規律を設けることに関しては全面的に賛成するというものでございます。

一方で、立法事実とかがまだまだ足りないという理由により今回の改正には反対するというご意見をいただきました。

保護対象の拡大に関しましては、プログラム、コンテンツに加えて電子計算機による処理をするためのデータを追加することに関しては賛成するという意見であったり、インターネットオークション等でデータの改ざんといったところが頒布されていたりするところに関しては早期の法改正を要望するといったご意見でございました。

対象の明確化などもガイドライン等で図ってほしいというご意見をいただきました。

3ポツ、一番下の部分でございますけれども、アクティベーション方式は保護手段に含まれていることを明確にすることについて賛同するというご意見をいただきました。

ページをめくっていただきまして、符号、シリアルコードの提供の部分に関しても無効化するための符号を提供する行為を不正競争行為にすることに関しては賛成するというご意見でございました。

適用除外のような形で試験、研究目的への符号の提供に関しては対象から外すべきというご意見をいただきました。こちらは明確に記述すべきといったところで、語尾が変わっている部分でございましたが、語尾の修正をさせていただきました。

無効化するサービスの提供について、機器の改造等のサービスに関しては不正競争行為とすることについて賛成するといったところでございます。

また、正当目的での行為は除外されるべきというご意見をいただきました。

大きな3つ目の固まりでございますけれども、技術的な営業秘密に関しての保護に関しては、今回、事務局で示した案は分析方法、評価方法に関してという部分でございましたので、こちらを推定規定の対象とすることに関して賛成するというご意見とともに、運用方法や処理方法を引き続き検討してほしいという新たなニーズをいただきましたので、今回の改正というよりも将来のニーズとして検討してまいりますという回答をさせていただきました。

その他、記載ぶりとして、現行政令はないことを明記してほしいという部分でございま

した。

最後、9ページ目でございますけれども、インカメラ手続、証拠収集手続は、特許法改正が行われるのであれば、不正競争防止法において同様の対応が行われることに関しては賛成するというご意見をいただきました。

以上のようなご意見を踏まえて、どのような修正をするかといったところを資料4で簡単にご紹介させていただきたいと思っております。資料4でございますけれども、修正箇所を赤字、見え消しでさせていただいております。

まず、1ページ目に関しましては、パブリックコメントも含めて検討を記載させていただきますという修正をさせていただきながら、2ページ目、目次を追加してほしいというご意見がございましたので、そんなに分厚い資料ではないのですが、目次を付させていただきました。

3ページ目でございますけれども、先ほどご紹介しました民法の不法行為では差止めができないことを我妻先生、有泉先生などの教科書から記載を追記させていただきました。

4ページ目、我々、法律の文言としては「権原」と書いていた部分を、平文のところでは「権限」を使っていたのですが、用語の統一といったところで「権原」で字を統一させていただきました。

5ページ目、6ページ目は字句のわかりやすさや統一という観点での修正を入れさせていただいております。

8ページ目でございますけれども、先ほど売買契約をライセンス契約にするというご紹介をさせていただきましたが、ライセンス契約に関して、真ん中の権原のある者Cへのデータ提供者からの緑の矢印の上の部分の文言を修正させていただいております。

9ページ目、が該当例をより詳しくという観点から、他人がどういう人かといったところで、正規会員のとさせていただきます。

10ページ目の事例も主語を明記させていただきました。

そして10ページ目の部分が、先ほど契約ガイドラインで行うと欲していたところが、契約の高度化などに努めることが大事というご意見として付させていただきました。

13ページ目まで飛んでいただきまして、用語のわかりやすさという観点から不正アクセス禁止法を正式名称に変えさせていただきました。

以上がデータの部分でございます、16ページ目、技術的制限手段の部分でございますけれども、これが不正競争行為の対象、何のというところを追記させていただきました。

17ページ目の部分でございますけれども、こちらが先ほど語尾の部分を直しましたといったところで、もともと委員の方々のコメントをそのまま留意する必要があるとしていた部分なのですが、結論として対象外とすべきという内容であり、その前のページの部分の結論と同じでございますので、語尾をそろえさせていただきます。

18ページ目、営業秘密の部分でございますけれども、立証責任の転換の政令については現行ないことを明記させていただきます。

以上、全体的な部分でございますして、最後、22ページ目、本日の日付を入れさせていただきます。

以上、いただいたご意見のご紹介と、それへの対応、それに関しての中間報告の修正の案をご紹介します。

私からは以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。ただいま事務局よりパブリックコメントで寄せられたご意見と、それに対する考え方、パブリックコメントを踏まえた中間報告（案）の修正についてのご説明をいただいた次第です。

今のお話によりますと、主として形式の統一であるとか文言上の修正が中心になるかと思えます。とはいうものの、本日はこの中間報告の部分につきましての最終的なとりまとめということでございますので、お1人ずつコメントを頂戴できればと思えます。

初めに、本日ご欠席の末吉委員から事前にコメントをいただいておりますので、諸永室長からご紹介をお願いできればと存じます。

○諸永室長　ありがとうございます。これから各委員の方からコメントをいただくわけですが、まず、きょうご欠席の末吉委員から事前にメールでコメントをいただきましたので、ご紹介させていただきます。

本日提示された案に賛成いたします。今後のガイドラインの整備、ビッグデータ活用促進政策の実施、中小企業等への具体的な配慮対策の実施など、総合的な産業政策に期待いたしております。さらに、立法化後も十分な実施状況フィードバック等を踏まえ、一層良い制度に育てていくべきものであると考えます。

以上です。

というコメントをいただいております。

○岡村委員長　　ありがとうございました。そうしますと、池村委員から、五十音順で簡単に一言コメントをいただきましたら幸いです。よろしく願いいたします。

○池村委員　　ありがとうございます。今回、パブコメを受けて修正していただいている、大きなところは変わっていない、文言の修正が多いということで理解いたしました。今までの会議を通じて、今回の不正競争防止法の改正はデータの利活用の促進による産業の発展を目指すというのが前提の話でありますので、データの利活用に萎縮することがないように、一方で、悪意性の高い行為については規制すべきという意見、両方が出ておりますので、バランスをみてやっていただく、その結果だと理解しております。

ただ、保護対象の明確化、規制行為の明確化という部分についてはまだ不安をもっているところがございますので、今後データの利活用を促進するという観点で、ガイドラインのみならず、法令においても明確化していただき、利活用する立場として安心してデータ流通できるような体制を推進していただくということと、不断の検証、所要の見直しということも書いていただいておりますので、こちらのほうも進めていただきたいということでお願いいたします。

○岡村委員長　　大変ありがとうございました。それでは、相澤委員は遅れていらっしゃるということで、後でコメントいただくことといたしまして、大水委員、よろしく願いいたします。

○大水委員　　知財協の大水でございます。

パブコメの話をご説明いただいて、拝読させていただいて感じましたのは、やはりいろいろな読み方があって、皆さん、理解するのに非常に難しい内容が今回のトピックなのではないかと考えております。したがって、この中間報告が出た後も、これを皆さんにできるだけ平易に、なおかつわかりやすく、その後の実際のビジネスのオペレーションに反映できるような形で伝えていくということが必要なことではないかと考えております。

その中で、やはり時代の流れが早いというところで、仮に、判例による明確化ということも期待されるわけですが、それを待っているのはビジネスが立ち行かないという現状もございますので、スタートの段階で、法文等で対象であるとか、やっていい行為、やってはいけない行為の端境、境界線をしっかり理解できるような形で表していただきたいと考えております。

内容につきましては、中間報告（案）に賛成させていただきます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。では、引き続き久貝委員、よろしく願いし

ます。

○久貝委員 久貝でございます。

ビッグデータを活用して新しいビジネスが生まれるというのが、このビッグデータに関するデータ保護、その他のデータの保護の目的であったということで、保護と活用のバランスをとっていただきたいということを申し上げておりましたが、そのとおりにしていただいたと思います。大きな点は、パブリックコメントの後も変わっていないということで、この案で結構でございます。

あと、ガイドラインは今、検討していただいているということですが、それによって中小企業を含めた産業界で、よりわかりやすいものになることを期待しております。また、産業界への周知、中小企業への周知についてもご協力させていただきたいと思いません。

あとは、できればですが、このパブリックコメントの中でなるほどと思いましたが、国際的なデータ保護に関する立法の動き等につきまして、既に一度調べていただいたと思いますが、今後も継続的にフォローアップをお願いできればと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。では、近藤委員の代理としておいでいただいております竹市様、よろしくお願いたします。

○竹市（近藤委員代理） 近藤も申し上げますけれども、今回のとりまとめ案として賛成させていただきます。

中間報告ができたときに社内でも報告させていただきまして、データ提供を考えている部署もあるのですが、やはり万が一があったとき不安だという声がありました。それに対しては、今回の法改正は通常の我々会社としての取引、事業活動に対しては大きな影響はなく、。一方で、何か万が一があったときのために手が打てるようなことができたという話の整理をさせていただいております。また自動車工業界の中でも弊社同様、法改正に期待する会社もあります。ただ、特に重過失者のところの規制を今後の検討ということになりましたけれども、その点も含めまして、今後も不断の検証と、実際の法案の施行後の状況を見て検証していただければと思います。いずれにしても、今回はどうもありがとうございました。

○岡村委員長 ありがとうございます。それでは、杉村委員につきましても代理として梶様においでいただいておりますので、一言よろしくお願いたします。

○梶（杉村委員代理） 日本弁理士会の梶と申します。本日は所用により杉村が欠席し

ておりまして、大変失礼しますが、代理で私、梶が出席させていただいております。

私どももパブコメのほうでも既に対応させていただきましたように、今回の中間報告（案）については、利用者、データ提供者のバランスを考慮した制度策定ということで、基本的に賛成を表明させていただいております。今日提示された修正案につきましても、パブコメを踏まえてより明確となっていると考えますので、賛成を表明させていただきます。事務局の方を初め、皆様、本当にご苦労さまでございました。お疲れさまでございました。

さらに、より明確にするためにガイドライン策定のワーキンググループについても今後検討いただけるということで、非常に期待しているところでございますし、今後の運用も踏まえて、さらなる良い制度に向けて引き続き検討していただきたいと思いますので、その点、期待させていただくところでございます。皆様、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

○岡村委員長　　大変恐縮でございます。それでは、そのワーキンググループの座長でもある田村委員、よろしく願いいたします。

○田村委員　　私も今回のパブコメを踏まえた中間報告の修正に賛成いたします。ご意見の中で、また先ほどからコメントの中でも、ワーキンググループで頑張ってくれというお話が非常に多くて、大変重責を感じております。できる限り明確化に努めたいと思っております。

○岡村委員長　　ありがとうございます。では、長澤委員、よろしく願いいたします。

○長澤委員　　長澤です。

日本企業は非常にまじめでして、法律を守ろうという意識が非常に強いということで、私は、どちらかというと警戒する側、つまり余り規制を強くしてほしくない側の立場で発言したことが多かったわけなのですけれども、最終的には何度もすり合わせをさせていただいて、バランスがとれた形で終わってよかったと思っています。

データの流通の妨げにならないという意味では、出す側も受ける側も両方の立場があるでしょうし、また田村先生にプレッシャーをかけてしまうのですけれども、弁護士さん、弁理士さん、法曹の人だけではなくて、我々企業人とか中小企業の方々にも予見性が高いガイドラインなり逐条解説なりができ上がっていけばいいなと思います。その過程の中で予見性が高くなれば、今度は、恐らくですけれども、規制範囲を少し広げてみようかという動きにきつとなるのではないかと思います。日本の企業、特にブランドを大事にして

いる企業については、不正競争防止法で違反を訴えられること自体が非常に大きなリスクになる。金銭的なリスクと申しますか、会社の経営上のリスクになるというのはちょっと覚えておいていただきたいと思います。

最後ですけれども、これは非常に細かい話なのですが、図面のところのライセンス契約が売買契約から改変になって、それは理屈上まったくそのとおりなのですが、実はちょっと調べてみますと、グループ会社の末端でいくと、結局、ライセンス契約のひな形をもっていない会社がありまして、売買契約でやってしまっている例が散見されたのです。ですので、売買契約は消えたのですけれども、などと書いてあるので別に反対いたしませんけれども、記憶にとどめていただければと思います。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。では、今の点、などと書いてあるということで。

○諸永室長 我々としても、実は売買契約が行われている事例も事前に伺っていたりもしています。ですので、別に売買契約が外れたという趣旨ではなくて、ライセンス契約のほうが多いですといったところで、表に出る資料になりますので修正させていただいた趣旨でございます。売買契約が外れたというものではございませんので、ご理解いただければと思います。

○岡村委員長 では、引き続きまして、野口委員、よろしくお願いいたします。

○野口委員 ありがとうございます。2点ご意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

1点目は、9ページでございます正規取得類型についてですが、先ほど池村委員、大水委員からも、明確性の観点から、条文レベルで明確にすべきであるというご意見があったと思います。ここは、資料のタイトルでは、著しく信義則違反類型であるとなっており、事務局のご説明でもそのように何度も繰り返しいただいているのですけれども、事務局へのご質問としては、著しい信義則違反類型であるということは、「図利加害目的」の部分で条文上は読み込むという方向性だということでしょうか。その場合は、この図利加害目的だけで本当に十分か、という点をお伺いしたいと思います。

といいますのは、何度も議論されてはいるのですけれども、営業秘密ではどちらかという、営業秘密の違反を捕まえるために、図利加害目的はだんだん広く、緩く解釈しようという動きも最近ガイドラインや裁判傾向としてあるのではないかと問題意識がございます。そこで、ここにおける図利加害目的はすごく厳しいのだが、営業秘密における

図利加害目的は緩いのだということが可能であるのかどうかということについては、ガイドラインで書けばそのようになるのかどうかということについては、まだ疑問を若干もっております。条文上で明確にするという意味では、自己使用の部分につきましては横領、背任に相当する場合に限るということで、かなり明確に限定されておりますので、そういう意味で大変明確になっているかなと思うのですが、特に第三者提供にする行為の部分につきましては、まだ条文上は必ずしも明らかではないと思います。例えば、今日配られているパブコメのE団体が日弁連に該当するのではないかと思います、その30ページでは詐欺的な要素がある場合などに限定したらどうかというコメントが日弁連さんから提供されておりますが、不正取得類型と同視できるような著しい信義則違反の類型であるということについて、恐らくこの中間報告書でも同意しているのだと思いますので、それを条文に落とし込むに当たって、この中間報告書で、そのような著しい信義則違反の場合、不正取得と同視できるようなひどい場合だけということが条文レベルで十分反映されているのかどうかについて事務局にご確認をお願いしたいと思っております。これが1点目です。

1つずつのほうがよろしいでしょうか。

○岡村委員長　あと1点もかなり長いご質問になるのでしょうか。

○野口委員　もう1つは質問ではなくて意見でございまして、手短なものがございます。

○岡村委員長　では、お続けいただければと存じます。

○野口委員　もう一点は、10ページで新しく追加していただいた契約の高度化に努めるというところがございます。その点につきましては、契約の高度化に努めることについては、もちろん私は大賛成なのですけれども、1点、私が将来あり得るかもしれないという懸念として思っているのは、例えばガイドラインで、こういう形の条文が入っていれば、それは横領、背任に相当のベースとなるような、信頼関係がある場合ですということ、お渡ししたデータをデータ提供者のかわりにずっと管理、保護する義務を相手方に課すということとか、使用は許諾はしているのだが、このデータはずっと提供者のものであって、あなたには貸しているだけだから、きちんと管理、保護してくださいということなど、いろいろと文言上の工夫のようなものがこの法令が通った後に契約書のアップグレードとしてされるということが想定されるのです。

ただ、そのような規定を入れただけで、実態としては、渡したデータがどのように管理されているのかなどを、ちゃんと確認するわけでもなく、実態としては売り切りなのに、契約でそういうことを書きさえすれば、それは横領、背任になるということではちょっと

困るのではないかという問題意識がございまして、そこはガイドラインでも構わないのですけれども、契約書の高度化ももちろん重要なのですが、横領、背任に相当するかどうかについては、契約書を締結した後の当事者の実態も踏まえて判断するということもあわせて明記していただければと思います。

以上です。

○岡村委員長　では、今の点について事務局、何かございますでしょうか。

○諸永室長　1点目、質問も含めていたと思いますので、まだ法律の条文自体はお示しすることはできないタイミングではございますけれども、まさに正規取得者の使用の部分と、提供する際に、第三者に提供禁止といった趣旨で渡しているといったものになりますので、その2点、横領、背任の部分と第三者提供禁止として渡しているにもかかわらず渡すといったところを図利加害に加えてといった要件で考えておりますので、条文上も明確化していきたいと思います。1点目と2点目をあわせまして、まさに野口先生も参加されているワーキンググループでより明確化を図っていく部分は、先ほどから田村先生に何度もプレッシャーだといわれていますけれども、その部分でやっていきたいと思いますので、ぜひ引き続きご尽力をいただきたいと思います。

○岡村委員長　田村先生、ますますプレッシャーがかかって大変申し訳ございませんけれども、ひとつよろしく願いいたします。

では、引き続き一通りお聞きするという形がいいと思いますので、林委員、よろしく願いいたします。

○林委員　ありがとうございます。冒頭に糟谷局長からお話があったように、今や「現代の石油」といわれるように、データが企業の価値の源泉となっており、その利活用を促進するために不正競争防止法で手当てをすることとなって、ここで議論し、今国会に上程すべく、これから法制化を進められる、と理解しております。

したがって、今後これは知財室を超えて、法制局にぜひお伝えしたいことなのですが、この議論の経緯としては、こういった従来の知的財産権で保護されていないデータを、「新たな情報財」と位置づけて、これをどのように保護するか、保護することが流通の促進、利活用の促進になるかということの内閣の知財戦略本部の新たな情報財検討会で検討したことを踏まえて、ここで議論しているわけですし、その新たな情報財検討会では、この新たな情報財を知的財産として保護するかどうかを検討したときに、排他的な権利としては位置づけない、報償請求権としても位置づけないということを確認した上で、特に

悪質性の高い行為を規制する、それが現状でのベストであるという政策判断をして、この会議に至ったわけでございます。

したがって、法制局の方にご理解いただきたいのは、不正競争防止法の中で位置づける場合に、T R I P Sのもとで知的財産として国際的にコンセンサスのある営業秘密という情報財とは異なるものでありまして、決して営業秘密と同様に知的財産として不正競争防止法の中で位置づけるというものではないということをよくご理解いただいた上で、法文上も営業秘密とは区別した文言を策定してくださるよう、ぜひお願いしたいと思います。営業秘密のアナロジーでこの枠組みがつくられてしまいますと、まさしくデータについて、特許権や営業秘密と同様の差止請求権、損害賠償請求権を付与することになってしまいます。そうすると、まさに営業秘密以外のデータを知的財産として位置づけて、我が国がその保護に向かったという形で整理されてしまいます。

実際にパブコメに寄せられた意見を拝見しても、そのように誤解されている方もあるようです。このたびデータが新しく知的財産として保護されるようになることはありがたいといった趣旨の書き込みもありました。確かに今の報告書の絵だけをみていますと、そのように誤解される余地があると思います。ここを法制局が誤解されないように、これからの法制局、国会の議論においても注意していきたいと思っております。

以上です。

○岡村委員長　ありがとうございました。では、その点につきましては法制局対応の中で必要に応じてこのようなご意見があったということについてお伝え願いたく、私からもお願いしたく存じます。ありがとうございます。

では、春田委員、よろしく申し上げます。

○春田委員　事務局の皆さん、とりまとめ、ご苦勞さまでございました。データの提供者とデータ利用者間のバランスを考慮しながら、データ利活用促進に資するものとなるよう今後に期待したいと思っております。

今後につきまして、2点コメントさせていただきたいと思います。

1点目は、今後策定されるガイドラインについてということで、これは先程来、話があるとおりでございますけれども、データの適正な運用に向けて、わかりやすいガイドラインの策定に期待したいと思っております。働く者の立場からも、これに対して全面的に協力していきたいと思っております。

2点目は、定期的な見直しについてということで、このとりまとめ、中間報告（案）で

今後、法改正につながっていくものと捉えておりますけれども、データ利活用における効果、影響がどうなっていくのかというところをきちんと検証していく必要があるのではないかと考えていますし、実施状況のフィードバック、またはその後、必要に応じて適切な見直しもまた検討いただければと考えております。いずれにしても、今後、データの利活用促進に資するものとなるよう期待したいと考えています。ありがとうございました。

○岡村委員長　大変ありがとうございました。引き続きまして、水越委員、お願いいたします。

○水越委員　ありがとうございます。中間報告については賛同いたします。その上で2点コメントを申し上げたいと思います。

1点目につきましては、新しくできる法律が企業や国の競争力の強化につながるよううまく使われることを期待しておりますので、その中で、やはり企業間において、まずは適切な提供条件や利用条件、また管理の状況を含めて明確にしていくような取引慣行が広がっていくことを期待いたします。

2点目ですが、ワーキンググループにつきましては、オープンデータのところについては、利活用する側からみると非常に重要な点だと思っておりますので、その利用が促進されるように、ここについて過度な規制となってしまうということに十分ご留意の上、検討していただきたいと思います。

以上です。

○岡村委員長　田村委員、またプレッシャーがかかって大変だと思いますけれども、委員の皆さまにおかれましてはワーキンググループのほうもオブザーバー等々の形で出ていただけますので、ひとつご協力をお願いできればと私からもお願いしたいと存じます。

では、宮島委員、よろしくお願いいたします。

○宮島委員　大変なとりまとめをありがとうございます。パブコメを拝見しましても、この会議の中で幾つか議論になった、しかも、それぞれどのように捉えるべきか迷った部分と同じような意見もあって、今回、いろいろ考慮するべきところや迷いはあるけれども、まずは踏み出そうということなのだと思います。ですので、間違っても全体として今のビジネスを守るというスタンスではなくて、これから日本の全体のビジネスを大きく前に進めていくのだという形で進めていただきたいと思います。

例えば、しばらくやってみたら意外とデータの利活用が思ったほど進まないという現状がみえることもあると思うのですけれども、その場合に、それがデータを出すという安心

感につながっていないから出てこないのか、それとも利用者が萎縮しているからつながってこないのかということは、その状況をどう分析するかで次の手も大分変わるのだと思います。ですので、検証は時間をみて、とりあえずゆっくりみていくということよりは、気持ち前倒しといいますか、オンタイムで検証を続けるような形でしっかりして、国際的な状況も含めて、対処が遅れないような形で進めていただきたいと思います。全体としては賛成です。

○岡村委員長　大変重要なお指摘、ありがとうございます。矢口委員、よろしく願います。

○矢口委員　事務局の方、いろいろな意見があった中、とりまとめ大変ご苦労さまでした。基本的に、パブリックコメントを踏まえた中間報告（案）について異論はございません。今回の立法に関しましてはいろいろな立場の方が関与されているわけですが、データの保有者、データ使用者、事後的にはその判断をすることになります。裁判所を含めまして、何が規制対象になるのか、どのような行為が規制されるのかということにつきまして、できる限り明確になるように期待しております。

それから、いろいろ重要な論点につきまして、ガイドラインにゆだねられる部分も多々ありますけれども、そちらのほうも今後どうなるか、しっかり見守っていきたいと思います。どうもありがとうございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。そうしましたら、相澤委員が11時半ぐらいにお着きになるということですので、またお着きになり次第、必要に応じてご意見をいただくということにしまして、とりあえず議事を進め、続きまして、今いろいろお話が出ておりました不正競争防止に関するガイドライン素案策定ワーキンググループの報告を先に進めていきたいと思っております。まずは資料の説明を事務局よりお願いいたします。

○諸永室長　皆様、ご議論をありがとうございます。相澤先生が到着されてから先ほどの議事に戻りたいと思っておりますけれども、先立ちまして、ワーキンググループのご紹介に関しまして、資料5でご説明させていただきたいと思っております。

こちらの資料はもともと審議会でも示させていただいたものに加筆したものでございますけれども、この小委員会に提出する指針やガイドラインの案といったところで、我々経済産業省、事務局とともに先生方に考えていただくといったところでメンバーをお願いしているところでございます。

こちらのワーキンググループの検討事項でございますけれども、今、検討対象としてい

るものが2ポツにございますような保護対象となるデータの客体要件でございまして、技術的な管理や外部提供性、有用性についてよりわかりやすくしていくといったところでございます。先ほどもご意見がありましたけれども、2つ目の部分がオープンなデータと同一の範囲について、3番目が技術的な管理を破る行為の態様について、4番目が正当取得者、権原のある者における図利加害目的といったところで検討をいただいています。5ポツ目が転得者の部分で、事後的に悪意に転じた転得者の行為における権原の範囲はどのようなものなのか、このようなところをより明確化を図るためにというところで議論を行っております。

不正競争防止に関するガイドライン素案策定ワーキンググループは、12月26日からキックオフしておりますけれども、論点としては、ここの図利加害目的の部分に最初に手をつけさせていただいている部分でございます。そして議事の進め方といたしましては、委員の方々に実際にご自身が考えられる具体的な事例や、過去の判例などの分析も、その場で先生方からご意見をいただくような形で進めている部分でございますので、議事としては非公開で行わせていただいております。そこでの検討結果につきましては、とりまとまった段階でこちらの審議会にまたお諮りしたいと思いますので、傍聴の方々に関しましては、そちらのほうでまたご紹介させていただくという形にさせていただきたいと思っております。

一方で、委員の方々はオブザーバーとしての参加は毎回呼びかけさせていただきますけれども、もしお時間がございましたら、ぜひご参加いただきながら、ご発言などをいただければと思います。

ワーキンググループの成果物については、3ポツにございますけれども、まず法令の解釈といったところの指針を示していくといったものが1つ目の部分でございます。そして(2)、(3)は必要に応じての部分でございますけれども、およそ要件にはしないのだが、例えばトレーサビリティを付しておかないと、実際に侵害が起きてしまったときの立証への備えが不十分だみたいなところがございましたので、実際の訴訟とかを考えて、もしくは契約の高度化というのが先ほどございましたが、こんなことをやっておけばいいといったところ、これは要件ではございませんので、ハンドブックであるとかガイドライン、逐条解説のようなところに入れていきたいといったところが2つ目、3つ目の部分でございます。

そしてちょっと前後してしまいますが、1枚おめくりいただきまして、メンバーの構成でございます。今回のメンバーの構成は、こちらの審議会からの委員の方々も多くいらっ

しゃいますけれども、まず座長としまして、主査で田村先生にお願いしております。そしてデータの利用者、提供者といったところの双方の立場で、今実際に契約などをつくられて、実事例に詳しい方々を中心にメンバーに入ってくださいました。以上のようなメンバー構成になっておりますので、お目通しいただければと思います。

こちらの委員名簿につきましては、閉じた会議でございますので、ひょっとすると必要に応じてもう少し増えていくかもしれません。議事次第と委員名簿に関しては、ワーキンググループのホームページも立ち上げさせていただいておりますので、メンバーに変更等ございましたら、またそちらのホームページで追加などをさせていただきたいと思っております。オブザーバーとしましては、委員の方々、皆様とさせていただいております。

検討のスケジュールでございますけれども、今まで12月26日にキックオフをさせていただきまして、ワーキンググループの進め方や、先ほどの図利加害の部分に関しての第1回目の検討をいただきました。そして、実は委員の方々にはその検討を踏まえて、本日、第2回をこの後行うわけなのですけれども、その間にさまざまな事例の提供であるとか、プレゼンテーションのご準備といった形で、このワーキンググループの委員の方々同士での、ここの部分はこう思うのだがといった双方の意見が出てくる部分がございますので、委員の先生方に事例などを出していただきながら進めるような形にしております。一方で、経団連の方々とかにはアンケートのご協力などをお願いしております。

以上のようなお進めを12月、1月とやっておりますけれども、今後、第3回以降に関しましても、月1ぐらいのペースで行わせていただきながら、先ほど、冒頭、経済産業省の糟谷局長から紹介いたしました、来週早々、召集される予定であります国会に提出させていただくわけなのですが、国会での審議なども踏まえながら、このワーキンググループでの指針の策定も反映させていただきますので、国会での法案が成立した後において、ワーキンググループもさらに検討させていただいて、こちらの審議会に検討結果をご報告して、またご審議いただくようなスケジュールで考えているところでございます。

以上でございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。この小委員会の委員でもある池村委員、座長を務めていただく田村委員、それ以外にも杉村委員、野口委員、春田委員、それから、本日代理出席という形で来ていただいております竹市様に、ワーキンググループ委員として加わっていただいておりますので、ひとつよろしく願いする次第です。

今のワーキンググループの件について、田村座長より簡単にご説明、補足等ございませ

たら、お願いいたします。

○田村委員 先ほどからご説明いただいたとおりでありますけれども、第1回は特に図利加害目的について、従来の不正競争防止法全般の裁判例のご紹介、ご検討と、実際にどのようなものが図利加害目的ではないとされるべきかということについて、いろいろと具体例を出していただいたということでもあります。本日はその具体例を整理、分析して、さらに進めるとともに、新しい議題としては、横領、背任に当たるのはどういう場合なのか、あるいは、今回さらに新しい論点として、次回以降の議論のために正当な目的とはどういう場合かということについて議論を進めるという状況です。

○岡村委員長 ありがとうございます。相澤先生、おいでいただいて、すぐで申し訳ございませんが、今回の中間報告のパブコメ結果を踏まえた修正文について、相澤先生からのコメントを一言いただけましたら、ありがたく存じます。

○相澤委員 ありがとうございます。他の会議で遅れまして、失礼しました。

最後に、一言申し上げさせていただきます。第4次産業革命におけるデータ保護の重要性ということから今回の議論が始められました。この検討におきましては十数回にわたり委員会が行われ、さまざまな皆さんからの貴重なご意見が寄せられました。その中には、この制度が本当にデータの活用につながるのだろうかという懸念もあります。そういう懸念をも踏まえて、事務局は、これからの立法化に当たっても、この委員会における検討を踏まえて、進めていただきたいと思います。

また、ガイドラインの重要性もこの議論の中で指摘されました。特許法35条におきまして指針が法律上の根拠を与えられましたように、このガイドラインについても、法律上の根拠をもち、裁判所にも尊重されるように努力していただきたいと思います。パブリックコメントの中でもさまざまな意見が寄せられていると思います。これもこの制度に対する期待と不安がまざっているところだと思いますから、その不安の解消に向けて事務局で立法化の努力されることを希望します。

○岡村委員長 大変重要なご指摘、ありがとうございます。

これで一通り終わりました。かつワーキンググループの報告関係も終わりましたので、議事としてはこれにて終了ということになるかと存じます。とはいいいましても、非常に闊達なご議論をいただいた中、さまざまな視点をご意見としてお出しいただいて、私自体も大変勉強になり、かつ身が引き締まる思いでございます。

今後におきましては、パブリックコメントの内容、すなわち提供者、利用者双方から規

律を強めるべき、弱めるべきというご意見があり、制度に賛成するとの意見もたくさんいただきました。提供者、利用者双方の利益のバランスを考慮して、必要最小限の規律を設けるということでの中間報告（案）の内容につきまして、特に大幅な修正が必要となるようなご意見は主としてはなかったと存じております。

ということで、事務局の中間報告（案）の修正版のとおり修正いたしまして、小委員会  
の中間報告として公表させていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

といいましても、先ほどから何度も申し上げて大変恐縮でございますけれども、今後は田村委員を座長とするワーキンググループのほうで細部についてのガイドラインという形でのとりまとめを先ほど相澤委員がおっしゃった観点も視野に入れつつ進めることになろうかと存じますし、また、そこの中で得られた成果をこの場に掲出して、皆様のご意見をいただいて、それをフィックスしていく作業が待っておりますので、しばらくの間はそういう作業を挟んでということになりますが、再開の折にはひとつよろしく願いいたします。大変ありがとうございました。

ということで、最後に木村審議官から一言ご挨拶をお願いできたらと存じます。

○木村審議官 先ほど大臣の説明がございまして、中座させていただきました。大変失礼いたしました。

今、岡村先生からも話がございましたし、冒頭、局長からもお話しさせていただきましたが、一昨年12月から、都合いたしますと、途中舞台をかえましたけれども、合計15回ということで、大変精力的にご審議を賜りましたことに対しまして、まずもって改めて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

大枠はこれでお決めいただきましたけれども、これから私ども、法案化の作業、あるいはワーキンググループを通じましたガイドライン等を取りまとめる作業を引き続き進めさせていただきたいと思っております。ワーキンググループにご参加いただいております委員の先生方はもとよりでございますが、この小委員会の先生方にも随時ご出席いただけるような形でご案内いたしたいと思っておりますので、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

そして、法案の国会審議の経緯などもまた皆様にご紹介させていただきながら、ワーキンググループのご議論の結果、恐らく今年の夏ぐらいのめどになると思っておりますけれども、

またこの小委員会を開催させていただきまして、まとめていただいたものをお諮りしたいと考えてございます。改めてご協力をお願い申し上げまして、御礼をさせていただきます。ありがとうございました。

○岡村委員長　大変ありがとうございました。

それでは、最後に中間報告の公表などの今後のスケジュールに関しまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○諸永室長　皆様、本日もご審議をありがとうございました。そして、今、審議官からも申し上げましたけれども、これまで15回にわたりご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

そして、本日おとりまとめいただきました中間報告、資料4でございますけれども、こちらは今、見え消し版になっていますので、その部分を反映させた形で、この審議会のホームページに来週以降、速やかに修正版という形で、案をとった形でアップさせていただきたいと思います。

そして、パブコメの結果に関しましては、冒頭申し上げましたけれども、資料3-1、3-2を政府全体で行っています電子政府の総合窓口、e-Govで、本日お示ししたもののから案をとるような形で、日付を入れさせていただきながら、来週早々アップさせていただきたいと思っております。

そして、本日この後、12時から不正競争防止に関するガイドライン素案策定ワーキンググループを開催いたします。ご審議いただきまして、ありがとうございました。

○岡村委員長　ありがとうございました。それでは、引き続きワーキンググループに参加される委員の先生方に対しましては、大変お疲れのところ恐縮でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思っておりますということで、これをもちまして第9回不正競争防止小委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

——了——